

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項に規定する奈良県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成三十一年三月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の期日及び時間

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

平成三十一年七月七日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(二) 設計製図の試験

平成三十一年九月十五日（日）

午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

平成三十一年七月二十八日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(二) 設計製図の試験

平成三十一年十月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験場

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 帝塚山大学（奈良市学園南三―一―三）

(二) 設計製図の試験 右同

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 帝塚山大学（奈良市学園南三―一―三）

(二) 設計製図の試験 右同

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込

郵送における受験申込は、過去の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票（原本）又は合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できる者に限り行うことができます。ただし、遠隔地において勤務し、又は居住している者で直接申込書提出できない等やむを得ない事情があるものうち、勤務先の証明書（直接持参できない旨を証明してください。）又は住民票を添付した者は、郵送における受験申込ができるものとしめます。

(一) 受験申込書の配布

(1) 郵送による配布

ア 請求期間 平成三十一年三月二十五日（月）午前十時から同年四月五日（金）午後五時まで

イ 配布期間 平成三十一年四月一日（月）から同月十二日（金）まで（着払いにより郵送します。）

ウ 請求方法

(ア) 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetec.or.jp/>) による請求は、必要な事項を入力し、インターネットにより請求してください。

(イ) FAXによる請求は、氏名、送付先住所、電話番号、請求する受験申込書の試験種別（二級建築士試験又は木造建築士試験）及び申込区分（「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」）を必ず明記し、次の宛先に請求してください。

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係（FAX

〇三―六八〇九―五八六二）

(2) 受付場所における配布

ア 配布期間 平成三十一年四月一日（月）から同月二十二日（月）まで（日曜日及び土曜日を除きます。ただし、同月二十日（土）及び同月二十一日（日）は、配布を行います。）午前九時三十分から午後五時まで（同月二十二日（月）は、午前九時三十分から午後四時まで）

イ 配布場所 一般社団法人奈良県建築士会（奈良市大宮町二―五―七 奈良県建築士会館）

(二) 受験申込受付期間 平成三十一年四月一日（月）から同月十五日（月）まで

(三) 受験申込方法 次の宛先に必ず簡易書留で郵送してください(締切日の消印のあるものまで有効とします)。

〒一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三―六 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(四) 受験手数料

一七、七〇〇円を公益財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付してください(他に、払込手数料が必要です)。

なお、一旦納付された受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センターの責により試験を受けることができなかった場合を除き、返還されません。

## 2 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

(一) 受験申込受付期間及び時間

平成三十一年四月八日(月) 午前十時から同月十五日(月) 午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込んでください。

(三) 受験手数料

一七、七〇〇円を公益財団法人建築技術教育普及センター指定のクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付してください(他に、払込手数料が必要です)。なお、コンビニエンスストア決済により受験手数料を支払う場合、受付最終日の翌日である四月十六日(火) 中までに支払をしてください。

また、一旦納付された受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センターの責により試験を受けることができなかった場合を除き、返還されません。

## 3 受付場所における受験申込

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票(原本)又は合否の通知書(原本)を貼付できない者を含みます)は、必ず受付場所における受験申込を行って

ださい。また、受付場所における受験申込については、1又は2による受験申込ができなかった者も行うことができます。

(一) 受験申込書の配布

1の(一)に同じ。

(二) 受験申込書の受付期間及び時間

(1) 受付期間 平成三十一年四月十八日(木)から同月二十二日(月)まで

(2) 受付時間 午前十時から午後五時まで

(三) 受験申込書の受付場所

一般社団法人奈良県建築士会(奈良市大宮町二一五―七 奈良県建築士会館)

(四) 受験申込方法

受験申込書は、(三)に掲げる受付場所に原則として申込者本人が直接提出してください。

(五) 受験手数料

1の(四)に同じ。

四 合格者の発表及び可否の通知

1 学科の試験の受験者(全部又は一部の科目を欠席した者を除きます。)については合格の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績を併せて通知します。また、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部及び一般社団法人奈良県建築士会において掲示するとともに、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)にも掲載します。

2 設計製図の受験者(欠席した者を除きます。)については合格の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績を併せて通知します。また、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部及び一般社団法人奈良県建築士会において掲示するとともに、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)にも掲載します。

3 合格者の発表は、平成三十一年十二月五日(木)の予定です。

なお、学科の試験については二級建築士試験は平成三十一年八月二十七日(火)、木造建築士試験は同年九月十日(火)の予定です。

五 学科試験の免除

平成二十九年又は平成三十年の二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験(

他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験を含みま  
す。)に合格した者については、その者の申請により、それぞれの学科の試験を免除  
します。

六 その他

二級建築士試験及び木造建築士試験について不明な点は、次に掲げるところへ照会  
してください。

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部（〇六一六九四二―二二二四）

一般社団法人奈良県建築士会（〇七四二―三〇―三一一）

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課（〇七四二―二七―七

五六四）